

Title	フイヒテの経済観 (上)
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.10 (1920. 10) ,p.1339(1)- 1358(20)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19201001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾 高橋誠一郎著

◆葡版一千三百餘頁美裝高雅◆
◆定價金十三圓◆送料廿七錢◆

最新刊

經濟學史研究

經濟學の通論並に政策上の問題に關しては世上有益なる著作少しせず、然れども學說の徹底的研究は必ず哲學的學說史の根基を缺くべからず。方今此種の研究に没頭する者其人少なからず、雖も、退いて廣く舊著古文を検討涉獵し深く經濟思想の由つて來る所を考察したる學說史の系統的研究を大成したるものは未だこれあるを聞かず。我高橋教授獨り卓然學界の風潮以外に超越して此種研究に心を撥めらるゝこと茲に十有餘年、今や粗ぼ其の完成を告げ、堂々一千三百頁の大著成る。思ふに日東の經濟學界、斯の一書を以て世界の學問に大呂の重きを成す可きや必せり。

本書要目

◇マーカントリズム概論◇古代及び中世に於ける共產主義的思想とトーマス・モアのユートピア◇沙翁の著書と誤傳せられたる匿名氏の經濟論◇近世始期に於ける貨幣制度の紊亂とベルナルド・ダウアンツァアの貨幣論◇英國に於ける貿易本論の發達とトーマス・マン◇利子徵收に關する思想の變遷と十七世紀の英國に於ける利子論争◇ジョン・ロックの利子學說◇トーマス・ホッブズの政治對學中に見れたる經濟學說◇ハリファックス卿の貨幣政策を中心として喚起せられたる貨幣論争◇「貨幣問答」を中心として觀たるサリ・井リアム・ヘチの貨幣論◇サリ・井リアム・ヘチの國富論◇ジョン・ロックの哲學と其經濟學說との交渉◇デズモンド・ヒュームの私利財產論◇デズモンド・ヒュームの奢侈論と其功利主義的倫理◇フジゾクライトの人々と其時代◇人名索引。

新秋學界の明星たるべき此の良心ある學業の結晶を世に致すは弊閭の欣快措く能はざる處なり

三田學會雜誌 第十四卷 第十號

論 說

フイヒテの經濟觀(上)

阿部 秀助

燃ゆるが如き改造的欲求と豫言者的精神の體得と、更にカントの批判主義(Kritizismus)を徹底的に把握せんとせし哲人フイヒテの世界觀及人生觀を論究するとは本論文の目的でない。我等の茲に求めんとする處は彼の經濟觀、更に嚴密に云へば彼の「封鎖的商業國」(Der geschlossene Handelsstaat) (一)に現はれたる經濟的思索に就きて多少の批判を試みんとするものである。遮莫、彼れの經濟觀、彼れの社會主義

第十四卷

(一三三九)

論 說

フイヒテの經濟觀

第十號

一

東京 橋本町 大 鐵 閣 (振替) 東京 三三六一番 大阪 七一五五番

は空虚なる自由平等論の餘沫でなくて、寧ろ、マリアンネ、ウェバーが云つた如く認識論的、形而上學的思索の高所に立ちて個人の法律的經濟的地位を考察すると共に、經濟的現實上の「有」(Sein)を其世界觀より歸納せられた「不許不」(Sollen)の境地に導入することによつて自己の經濟的基本要求を充たさんとするに存するのである。(二若、以上の見解にして誤りなしとせば、吾人は彼れの經濟觀を明白ならしむる豫件として、勢ひ彼れによりて構成せられたる哲學體系、殊に其國家論を明かにする必要あるを信するのである。

一、彼れが「封鎖的商業國」を公刊した千八百年はフイヒテ年譜によれば、彼れが無神論に關連した點からエナを逐はれた翌年で、此書を捧げた Von Struensee は丁抹の宰相に任ぜられ千七百七十二年に悲劇的の最期をとげた Johann Friedrich von Struensee 伯の兄で其名を Karl August von Struensee と稱し普魯西の閣臣ではあつたが、近藤若雄氏譯「フイヒテ智識學序説及基礎」卷末の年譜(五三七頁)中に記された如き同國の宰相ではなかつたようである。而してフイヒテが此書を彼に捧げた主な理由は、自分の信する處では彼れが歐洲通商志の著者であつたこと、且、稅務局長の地位にあつて、比較的、是等の問題に對して理解力を有してゐた點にあつたと思ふ、尙ほ本書はフイヒテ全集(慶應義塾圖書館本)第三卷の三百九十七頁から五百十三頁に互つてゐるのである。

1) Marianne Weber, Fichte's Sozialismus und sein Verhältnis zur Marx'schen Doktrin. s. 19.

二

蘇格蘭人の血を受けたと稱せらるゝカントが家計裕かならざる手工業者の家庭に生立つた如く、フイヒテの家庭も之れと大同小異であつた、加ふるに彼の祖先も亦た三十年戦争の際にザクセンに留まつた瑞典王グスターフ、アドルフ部下の士であつたと云ふことである、斯くて獨逸思想界の二大戦士が、揃ひも揃つて純獨逸系に屬してゐないことは奇しき運命と云はなくてはならぬ、而して淋しき田園生活の中に朝夕家業の補助を餘儀なくせられし一個貧困の少年であつたフイヒテにも温い心の友があつた、それは牧師のワグナーで其後、フイヒテはミルチツツ男の保護を受けて獨逸に於ける理想の校舎たるシュール、フォルタに學び更に轉じてエナ大學に神學を志したが、然かも此後、十年間彼れは所定論者(Determinist)として思索的生涯を送らんとしたに不拘、懷疑の暗雲は益々彼れの心境を鎖し彼は屢々自殺の決心をなすに至つたと稱せられてゐる、然かも十年の惡戰苦闘は報ひられて二十八歳の青年學徒は、はからずもライプツヒの陋居にカントを手にするこ

によつて茲に忽然として一種新しき法悦の世界を見出すに至つたのである、而して當時の彼れが如何に大なる歡喜の情に打たれたかは千七百九十年九月五日其家弟に與へた書簡の一節に「余は其中に(カント哲學)全心の満足を感じずる仕事を見出した、余の狂暴な好學的精神は、黙し、余は過去に於て送つた最も幸多き日を有した、日々の麵麩に心を勞しながら、余は尙ほ當時に於て地上の最も幸福な徒の一人であつたのである」(一)とあると共に、彼れは其翌年七月親しくカントを其故地ケーニヒスベルヒに訪ひ、呈するに「天啓の批判」(Versuch einer Kritik aller Offenbarung)を以てしたのであるが、此書は彼れが同市に到着した月の十三日から翌八月十八日迄に速成的に草したもので、フイヒテ其人のカントに對する純な愛の紀念物とも稱す可きものである、而して此書が其思想と文體とに於て全然カント的であつた爲めに其翌九十二年に出版せられし際には世人の多くは著者の名を掲げざる此書を以て一時カントの著と見做したのであるが、彼れが眞の著者の名を明かにするに及んで、フイヒテ其人は一躍大家の地位を占むるに至つたのである、然かも飽く迄徹底的考察に生きんとする彼れは其後カントの物自體(Ding an sich)に於て彼れが

排撃して止まざる獨斷論(Dogmatismus)的餘臭の存することを見出すと共に之れに代る可き自家獨特の學說を構成するの機會に接するに至つたのである、抑もカントの物自體の問題はカント哲學中の怪物で彼自から與へた此語の意義としては「物自體が如何なるものなるやに就きては吾人は知る處なし、寧ろ知る處は其現象のみ」(二)とあるのであるが、蓋、彼れをして斯くの如き不透徹な超越的假定をなさしめし理由は主として感覺に關した彼の考が不透徹な結果から齎らされたもので、既に高藏智海氏が論せられた如く感覺即ち認識の資料は之れに對應する認識の形式即ち思惟と共に彼れにあつては最早之れ以上に何物にも歸納し得られない根元的事實であつて、吾人は只だ之を意識の與へられた事實として認容するだけで、その如何にして吾人の意識中に存在するか、兩者の相合する根據は如何んと云ふやうなことは總て吾人に取つて全く鎖された謎である、然かも條件の條件を求めて止まぬ理性の要求よりして是等二つの根元的事實の原因を探求せざる可からざる場合に於て、以上二つの中、形式に關しては明かに吾人の主觀の産出に歸し得可きも、他の源因に至つては吾人は茲に超越的な物自體を假定せざるを得ざる

のである。即ち物自體はカントにとつては感觸といふ根元的事實を説明せんが爲めに之れが原因として假定せられた理念(das Idee)に外ならざるのである。(三)而して飽迄カントを正當に且つ徹底的に理解せんとしたフイヒテにあつては勢ひヤロービー派の事業を繼承して以上述べた如き「物自體」の概念を絶對的に否定すると共に専ら意識の方面に注意するに至つたのである。此點に於てモゼス、グリックソーンがフイヒテ其人の智識學を Die Wissenschaftslehre ist also eine pragmatische Geschichte des Bewusstseins, die nach dem triadischen Rhythmus von Thesis, Antithesis und Synthesis verläuft (四)と云つたのは穩當の見解であると思ふ。只だ彼れの求めんとせし意識は派出的、經驗的な事實(Tatsache)としての意識でなくて、モット根本的な、モット基礎的なもので即ち一切の事實に先ちて之れを可能ならしむる事行(Tathandlung)である。今フイヒテの言を借りて云へば「吾人の意識の經驗的規定の下には生ずることなく、猶ほ生じ得ざるもので寧ろ一切の意識の根柢として單獨に意識を可能ならしむるもの」(五)で、カントの物自體から齎らざる、感覺も亦た此活動の所産となるのである。而して此事行がフイヒテ其人の「自我」(Das Ich)を意味することに就きては彼

自からの言に「自我は行動者であると共に同時に行動の所産である、活動者であつて同時に活動に由つて生じた者である、行(Handlung)と事(That)とは同一である、其故に「自我が存在する」は一の事行を表現せるもの、然かも全智識學から齎らされざるを得ざる唯一の事行である」(六)と勿論、フイヒテの意味する自我は現實的意識の個人我でなくて寧ろ超個人的な絶對我(Das absolute Ich)である。斯くて此絶對我は一切の認識的活動の奥底に位して之れが根源たると共に、其自身に於て何等、他の必然的法則に制肘せられない全然自律的な純粹活動である。而してフイヒテは更に此純粹活動を無限の活動である道徳的意志と考へ認識の世界を以て道徳的目的實現の手段と觀じ、斯くして彼れはカントの實踐的理性上位(Primat der praktischen Vernunft)説即ち道徳的意志が認識の能力の上位に存することを徹底化した所謂、倫理的唯心論(Der ethische Idealismus)の旗色を鮮明ならしむるに至つたのである。論者は次ぎに斯くの如き唯心論の基礎に築かれたフイヒテ其人の國家觀に就きて考察して見たいと思ふ。

1. Kuno Fischer, Geschichte der neuern Philosophie (Fichtes Leben, Werke und Lehre) 3 Auf B. VI. s. 147. u.

Friedrich Ueberwegs Grundriss der Geschichte der Philosophie. II Auf. vierter Teil. s. 16.

二、 Kant, Prolegomena, § 13. Anm. II 桑本嚴翼、天野貞祐、兩氏共譯、縮刷哲學序說頁八八

Rudolf Eisler, Wörterbuch der philosophische Begriffe 2. Auf. Bl. s. 237.

三、 高藏智海氏「カント哲學に於ける物自體の問題」(哲學雜誌第三百六十二號頁四五四—四五五)

四、 Dr. Moses Glucksohn, Fichtes Staats und Wirtschaftslehre. erster Teil. s. 8.

五、 Fichtes sämtliche Werke B. I. s. 91. 近藤哲雄氏譯フイヒテ智識學序說及基礎頁一六三

六、 Fichtes sämtliche Werke. B. I. s. 96. 近藤哲雄氏譯同上、頁一七〇—一七一

三

思想上に於けるフイヒテの活動は、彼れが最後の二十三年間で、クノー、フイシャーは以上の時期を分ちて三期としてゐるのであるが、(一)勿論、彼れの生命たりし唯心論的努力は終始一貫して變ることなかつたので、只だ境遇の變化につれて多少其見方や立論の上に相違點を見出すに至つたのである、斯くの如きはフイヒテが或者には極端な非個人主義者の如く取扱はれ、又、或者は之れに反して個人主義者の中に數へ更に或者は共產主義者と見做すに至つた主要な理由であると思ふ、(二)而して三期に亘つて彼れが所見の相違を最も能く物語るものは、彼れの國家に對す

る見解である、先づ第一期に於ける彼れの國家論の特色とする處は個人主義的の見解で、此間の消息を最も鮮明に吾人に示すものは彼れが千七百九十三年に公にした「佛蘭西革命に關し衆論の蒙を啓く書」(Beiträge zur Berichtigung der Urteile des Publikums über die französische Revolution) である、此著によりて彼れは佛蘭西革命及一般の革命が果して合法的なるや否やに對する根本的原則を見出さんが爲めに、先づ之れが解決の手段として國家の本質及起源を研究して、彼れは「ルソー」と同一の結論に到達したのである、今此時期に於ける彼れの思索の重要な傾向に就きて考察するに、吾人の道徳的意志即ち實踐的理性を其人生觀及世界觀の根本的基礎とした彼フイヒテにとりては人格の獨立を保證することが「法」の目的で、他人の制肘を受けない、絶對的な無制限的な自由を保證することが「法」の理想である、而して「契約」と稱せらるゝものは彼自からの見る處では、斯くの如き自由意志によつて結合せられ表現せられたもので、此契約が初めて「國家」を成立せしむるのである、故に「法」と「國家」の客觀的妥當性は一に其法と國家とを齎らした各人の自由意志に其基礎を有するもので、其自由意思が之れが存續を要求する間は之れが妥當性は成立し、

若自由意志が之れを欲せざる場合は即次之れを改造し、撤廢し得るのである。何んとなれば斯くすることによつて吾人は吾人の道德的規定或は文化的自由を阻害せらるゝ厄難から脱し得るを以てある。更にフイヒテ其人の社會哲學に於て最も主要視せらるゝ所有權問題に就きて見るに理性を重んぜし彼れにとりては所有權は國家的契約の所産でなくて、之れが源泉たり之れが基礎たるものは吾人の理性其者である。換言すれば人格者としての「我」理性的本質を有する「我」が「所有」其者の Rechtsgrund である。即ち以上の言説は所有權の源泉を國家其者よりも溯源的な人間の理性其者の中に求めんとすることを示せるものである。次ぎに各人は *quod est* selbst の所有者である。従つて其の官能や體力の主人公たる結果、各人は理性的法則 (Vernunftgesetz) 即ち道德律の命令に背かざる限り、各自の周圍に存する事物を各自の目的に使用し適用し得るのである。更に以上を簡言すれば各自の目的に向つて之を加工し形體化し得るのである。即ち *Mein Eigentum ist mein Werk, meine Arbeit* の見地から彼れは加工權 (Das Recht auf Formation) 即ち勞働權の成立を肯定してゐるのである。但、斯くの如き權利の肯定は直ちに此權利の働く與料即ち原料の所有權を

意味するものでない。原料又は與料は誰人にも屬せざるもの。従つて國家の所有にも屬せざるも、我等の之れに對して有するものは獲得權 (Zueignungsrecht) 即ち各自が各自の目的を實現する手段として之れに加工する爲めに獲得する權利のみである。而して我等の所有は我等が是等の原料に加工せし場合に於て始めて發生するのである。之れを要するに第一期に於て彼れが齎らした國家的概念は彼自からの極端な個人主義的見地の所産で、即ち彼れの言を借りて云へば「如何なる人も *durch sich selbst* なくては結合するを得ず、如何なる人にも彼自身を離れて法は與へらるゝものにあらず、外的意志によつて法を適用する人ありとせば之れ自己の人間性を放棄して、禽獸に其身を下す人なり。斯くの如きは誰人も欲せざる處なり」單に我々自身が我々に適用することのみによつて成文法は吾人を結合せしむ、永續的のものとして認めらるる。吾人の意志、吾人の決定が立法者たる以外に他に求む可きものなし」(三)の如きは、明かに以上の見解を示してゐるものである。次ぎに此時期に於ける彼れが學說の第二の特徴は彼れが「道德」と「法律」との間は何等の限界を設けなかつたことである。蓋、我等の良心を以て *höchste Instanz* として、總て自餘の人事的關

係を之れに隸屬せしめんとした彼れにとりては「ルソー」の如く自然法(Naturrecht)は道德律の所産で更に嚴密に云へば現象界を規定する範圍内に於ては一種の道德律に外ならなかつたのである、即ち彼れが國家組織の究極目的が個人の究極目的を離れて他に之れを求むる能はざることを論せし場合に於て、彼れの所謂、究極目的なるものは純乎たる道德的のもので、彼れは更に此最高な究極目的が求められざる場合に於ける國家組織は無用の長物たりと云つてゐるのである、事實、此時代の彼れは國家の價值を著しく低級視し且つ之が任務を最小範圍に極限し、第三期に彼れが最も重要視した國民教育の如きも此時期に於ては棄て、顧みる處なく、更に國家を以て個人の道德的目的を完成する手段方法と觀じ、従つて人性にして完全な發展的階段に到達するに於ては國家は寧ろ *überflüssig* のものとなせり、即ちフイヒテの所謂 *Zugabe* が彼れの此時期に於ける國家觀を最も明白に示せるものである、更に此時期に於ける第三の特徴は彼れの經濟觀が殆んど自由主義の見地を脱しなかつたことである、然し以上の如き個人主義的見解の中にも詳細に觀察する時は、其處には既に第二時期を飾る社會主義思想の萌芽を認め得るのであ

る、即ち吾人の所有權を以て吾人々類に於ける理性の基本的要求即ち *Postulat* としたことや、衣、食、住に對する勞働者の要求や——彼れは當時農村に發生せし無産階級の悲惨な生活狀態に對して深く心を動かされたのである——特權階級に於ける各自の特權を徹廢すると共に彼等の奢侈的慾望を制限せんとせし言説や、總て是等は彼等をして社會主義の意義に於て經濟上の要求に赴かしむるものである。次に第二時期の思想的特徴は既に其一部を千七百九十六年に公した「智識學の原理に基づく自然法の基礎」(*Grundlage des Naturrechts nach Prinzipien der Wissenschaftlehre*)に發し、殊に「封鎖的商業國」(*Geschlossene Handelsstaat*)に於て其頂點に達してゐるのである、而して此時期に於ける學說上の第一の特徴は「法律」と「道德」との間に新たに限界線を設くるに至つたことである、即ち *Sanktion des Rechts durch das Sittengesetz* である、更に彼自からの言葉を借りて云へば「自然法と道德とを區別する上には何等人爲的の豫備智識を必要とせず以上の兩學は既に根元的に吾人の行爲に訴へずとも理性上より分たれ全たく相反せるものなり」(四)と斯くて此時期に於ける彼れの自然法觀は佛蘭西革命論の場合と異なつて絶對的な道德律の支配を脱して吾人が社

會的生活を營む場合の根本的な受納條件と化し、自然法は共同的本質に於てのみ單に可能なるに至つたのである、以上法的概念が道德其者から脱したることは、フイヒテが特に其自然法論に於て重要視せし如く此時期に於ける彼れの法學及國家學にとりて顯著な意義を有するもので、要するに是等の學の務むる處は個人間の關係に就いて取扱ふ倫理學から離れて、吾人の社會生活上、獨特の規範を求め、之れによつて經濟的、社會的、政治的生活を規定せんとするものである、而して此場合に於て特にフイヒテによつて提唱せられしものは意識可能の必須條件として法的社會概念から導き出された原始權(Die Urrechte)が具體的な經濟的要求に向けられたことである、抑も吾人の根元的な意識が法的社會と如何なる關係に存するやに就きてフイヒテの考ふる處は、自我が存在し自由な活動を求め得る爲めには、其處には理性的な自由人の存在と此存在によつて齎らさるゝ法的社會關係の發生を必要とするのである、而して斯くの如き社會關係の發生は勢ひ物的な各人の共同的生存を促がす、即ち感覺の世界(Die Sinnen-Welt)に於ける自由人の存在條件は各人の不可抗權即ち原始權である、而して此原始權に屬するものは生存權(Das Recht

auf Selbsterhaltung)と所有權(Das Recht auf Eigentum)とである、斯くて國家は單に此原始權を保護するを以て足れりとせずして、同時に之れを實現化する爲め各人の生活及勞働狀態に對して或種の積極的な方法を講ずるに至り、茲に國家に對する勞働組織の要求や分配問題を生じ、フイヒテ其人の社會主義的組織の基礎が齎らさるゝことになつたのである、以上總て法の起源を *Das Gesetz* に求めた點より見れば彼れは純乎たる個人主義の信奉者の如くであるが、然し國家成立論の立脚地より見れば彼れは社會中心主義又たは國家有機體説の論客の如く觀せらるゝのである、即ち共同的契約によつて全體が組織せらるゝ場合に此全體は吾人の思惟の所産たる單なる抽象的概念でなくて寧ろ現實的全體である、換言すれば *Aller* の概念でなくて寧ろ *Allheit* の概念である、更に言を換へて云へば國家的全體は名目的(*nominalistisch*)でなくて實在的(*realistisch*)である、斯くしてフイヒテは彼れが第一期に於て専ら主張した個人主義的の見解より、重きを有機體としての國家其者に求むるに至つたのである、即ち此解釋は個人の優越的地位より出發した理論に著しく反對するものであるが、然し個人の優越的地位に反對することは必ずしも個人の地位を

全然忘却するものでないが、如く彼れは國家有機體説の下に全然個人主義的見地を失ふことなく、此點に於て彼れは社會の各員は全力を擧げて社會其者に盡す可しと唱へたルーソーに反して個人は共同的契約の結果として單に一部分は有機的全社會と渾一的狀態に存するも、然かも他の部分に於ては尙ほ自由獨立の地位に存するものなることを指摘せるのである、即ち専ら個人の自由を保護する爲めに國家は或種の給付能力、例者外的な法律的经济的關係を規定し得るも、然かも吾人の自由は權利義務の方面よりも、より多くを包括すとなし、即ち彼れは宗教及科學の如きより高き文化的任務は之れを以て國家の務むる處にあらざること論じてゐるのである、要するに此時代に於けるフイヒテ其人の國家的概念には個人主義的傾向と有機的な社會中心主義的傾向の二要素を有してゐるのである、而して其後に於ける彼れは漸次社會中心主義に重きを置くと共に、一方には國家的能力を高調し、國家其者に名くるに強迫的國家(Zwangstaat)なる名稱を以てし、且つ彼れは斯くの如き國家を以て自由の王國に理性的國家に赴く必須の過渡的階段ととして之れを認めるに至つたのである、而して斯くの如きは彼れが思想的生涯に

於ける最後の第三期を飾る主要な傾向で、此傾向の根本的動機の一は當時の獨逸に於ける現實曝露の悲哀である、げに彼れが「現代の特徴」(Die Grundzüge des gegenwärtigen Zeitalters)(一八〇四)と「獨逸國民に告ぐ」(Reden an die deutsche Nation)(一八〇八)に於て吾人に示すが如く、當時の獨逸を支配するものは利己主義と割據主義で、所謂公共的精神は地を拂つて去り、人は只だ自己あるを知つて他人あるを知らざる状態で、加ふるに時の政府の如きも徹頭徹尾利己主義の權化で、其政治的行動の只一の衝動は單に自利に汲々たるに外ならなかつたのである、斯くの如きは實に第一期に於けるフイヒテの個人主義的見地や自然法的見方が當時の專制主義に對する反動的學説たりしが如く、今や彼れは一般公衆の利益を擁護する爲めに放逸な個人の利己主義に反抗せんとする國家思想を構成するに至つたのである、それと共に彼れは當時に於ける一般の道德的頹廢を排除して眞の精神的復活を求むる爲には國民其者に新たな修養即ち國民教育の完全な改造によつて彼等に新精神を附與するにありとなし、更に新人物を國家に供給する國民教育は當然、國家其者の任務とす可きことを論破せるのである、斯くして國家が最高の文化又は教育方

面に其力を盡すの時代が到達したのである。之れを要するに第三期に於ける彼れの稱する國家は法的國家たると共に強迫的國家で強迫國家たると共に教育的國家であつて、其任務とする處は個人的自由と一般的利益とを調和する *Synthesis* を求めて、漸次、理性的國家に近かんとするのである。而して彼れの理性的國家は宗教的色彩を有する點に於てサン、シモンが「新基督教」(Nouveau Christianisme 一八二五)に於て叙述した如き神教政治で、即ちフイロテの意味する理性的國家又は「自由の王國」は神の國であり、吾人々類の目的である、何んとなれば吾人は斯くなることによつて自由を得、自由を得ることによつて人類の絶對的平等は求めらるゝものなりと見做してゐるのである。

以上三期に亘れるフイロテの思想を概括的に考察すれば、第一の時期は純乎たる個人主義的國家概念で、其見る處は多く抽象的な自然法の範圍を脱しなかつたのである。次に第二の時期は第一時期の個人主義的基礎の上に社會主義的規範によつて經濟的に規定せられた團體生活を築かんとした時代で、然かも其規範は一般的な社會主義に見る福利主義的要求から齎らされたものでなくて寧ろ彼自

からの獨特な見地即ち人類の理性又は人格の中に其基礎を求めたのである。更に第三の時期は第二の時期に於ける一要素たる社會中心主義の傾向が著しく開展した時代で、彼れは此場合に一般的目的を高潮し、且つ國家其者に、より高き文化的目的を附加するに至つたのである。勿論、斯くの如き傾向は其時代の政治的、社會的狀態の然らしめたものである。而して最後の時期に於ける彼れの國家概念は國家は最高の目的其者にあらずして、寧ろ教育の方法によつて理性的國家に到達すること即ち總ての人類の自由と徳性とを實現せしむる手段たる點にあつて、此教育は法によつて求められた個人の自由と國家によつて實現せられた強迫とを調和する媒辭 (Mittelglied) で、所謂個人主義と社會中心主義との綜合的關係をなすものである。

「クローネ、フイシャー」によつて記された三時期の第一は彼れのカント哲學研究に始まつて「エーナ」大學に招聘せらるる迄(一七九〇—一七九四年)第二の時期は彼れの哲學者的生涯中、中心時期を構成せしもので所謂「智識學」の成立を確定せし時期(一七九四—一七九九年)最後の時期は智識學が一種獨特の變化を被むつた時代で、主として其れは伯林時代であつたのである(一七九九—一八一四年) (Kuno Fischer 3 Auflage B VI

s. 211)

- 1) Heinrich Dietzel, Karl Rodbertus, zweite Abteilung, Darstellung Seiner Sozialphilosophie, s. 224. u. J. B. Meyer, Fichte, Lassalle und der Sozialismus in Holzendorf, Deutsche Zeit- und Streitfragen. s. 35 u. P. Lauterbachs Einleitung zu Max Stirners: Der Einzige und Sein Eigentum, Reclam. S. 1.
- 2) Moses Glücksohn. s. 43
- 3) Moses Glücksohn. s. 55

續 契約 解除 論 (三)

神 戸 寅 次 郎

六

從來我國に於て學者は獨乙の學者に倣ひて物權契約なる語を用ひたり余も亦從來此語を用ひたり然れども余は素より之を以て獨乙の法學上に謂ふ所の物權契約なるものと全く同一の意味を有する法律行爲若しくは法律要件を指稱せんと欲したるにあらず只我民法上に於ても物權的意思表示を組成分子とする法律行爲は債權契約と比較するときは一の特色を有するか故に之を表彰するか爲めに便宜上此語を用ひたるに過ぎず然れども獨乙に於ても場合の如何に依り或は合意と登記との二者より成る法律要件を指して物權契約と稱することあり或は右の合意のみを指して物權契約と呼ぶとあるか如く (Vergl. Ruch, a. a. O. En.)。余も亦時には物權的意思表示より成る合意のみを以て物權契約と稱したることあり時